



## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (令和6年9月30日現在)

自己査定結果について、信用金庫法並びに金融再生法に基づく基準で開示しております。

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年3月期	471	471	257	214	100.00%	100.00%
	令和6年9月期	355	355	153	202	100.00%	100.00%
危険債権	令和6年3月期	1,223	1,111	629	481	90.81%	81.07%
	令和6年9月期	1,207	1,095	617	478	90.75%	81.07%
要管理債権	令和6年3月期	49	46	27	18	92.89%	84.21%
	令和6年9月期	48	48	26	22	100.00%	100.00%
三月以上延滞債権	令和6年3月期	0	0	0	0	0.00%	0.00%
	令和6年9月期	0	0	0	0	0.00%	0.00%
貸出条件緩和債権	令和6年3月期	49	46	27	18	92.89%	84.21%
	令和6年9月期	48	48	26	22	100.00%	100.00%
小計(A)	令和6年3月期	1,744	1,628	914	714	93.35%	86.04%
	令和6年9月期	1,612	1,500	797	702	93.07%	86.29%
正常債権(B)	令和6年3月期	84,360					
	令和6年9月期	83,217					
総与信残高(A)+(B)	令和6年3月期	86,104					
	令和6年9月期	84,829					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。  
 6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。  
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

## 有価証券の時価情報

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	令和6年9月期			令和6年3月期			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,429	3,572	143	2,243	2,405	162
	地方債	400	403	3	-	-	-
	社債	200	200	0	300	300	0
	その他	2,100	2,213	113	2,000	2,147	147
	小計	6,129	6,390	261	4,543	4,853	310
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	200	199	△0	-	-	-
	社債	100	99	△0	-	-	-
	その他	3,300	2,857	△442	3,200	2,840	△359
	小計	3,600	3,155	△444	3,200	2,840	△359
合計	9,729	9,546	△182	7,743	7,694	△48	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和6年9月期	令和6年3月期
満期保有目的の債券	-	-
子会社・子法人等株式	10	10
その他有価証券	3	3
非上場株式	3	3

### その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	令和6年9月期			令和6年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	6,300	6,272	28	6,775	6,727	47
	国債	2,106	2,088	17	1,118	1,099	19
	地方債	3,039	3,030	9	4,266	4,243	23
	社債	1,154	1,152	1	1,390	1,384	5
	その他	210	200	9	212	200	12
	小計	6,511	6,472	38	6,988	6,928	60
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	17,855	18,856	△1,000	16,553	17,376	△822
	国債	11,067	11,898	△831	10,214	10,908	△694
	地方債	5,524	5,665	△141	5,163	5,277	△114
	社債	1,264	1,291	△27	1,176	1,189	△13
	その他	4,176	4,899	△723	4,170	4,899	△729
	小計	22,032	23,755	△1,723	20,724	22,275	△1,551
合計	28,543	30,228	△1,685	27,712	29,203	△1,491	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。